様式第九号（第十条の六関係）

許可番号　第０４３２０１８０４９０号

産業廃棄物処分業許可証

住　　所　　熊本県宇城市小川町南小野１２１３番地１
氏　　名　　株式会社前﨑産業
　　代表取締役　前﨑　国男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の２第１項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事　木　村　敬

熊本県知事印

許　可　の　年　月　日　　令和　７　年（２０２５年）　２　月１２日

許可の有効年月日　　令和１１年（２０２９年）　２　月１８日

１．事業の範囲

事業の区分	処理方式	取り扱う産業廃棄物の種類 （特別管理産業廃棄物を除く）
中間処理業	破砕・減容	廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。「石綿含有産業廃棄物」「自動車等破砕物」及び「水銀使用製品産業廃棄物」を除く。）以下余白
	破砕 （移動式）	金属くず（がれき類等に付着するものに限る。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち「石綿含有産業廃棄物」「廃石膏ボード」「自動車等破砕物」及び「水銀使用製品産業廃棄物」を除く。）以下余白

２．事業の用に供するすべての施設

種類	設置場所	設置年月日 許可年月日 許可番号	処理能力
破砕・減容	熊本県宇城市小川町南小野字谷口１２２１番２	令和5年(2023年)12月20日 ― ―	0.4ｔ/日(8h)
破砕 （移動式）	処理の実施場所：熊本県内一円（熊本市を除く。） 駐機場：熊本県宇城市小川町中小野字城丸６１３番１	令和6年(2024年)7月23日 令和6年(2024年)7月1日 第中-313号	680ｔ/日(8h)

３．許可の条件

（１）　熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
（２）　熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。
（３）　移動式破砕施設の使用は、工事作業を行う排出現場内に限ること。
（４）　移動式破砕施設は、原則として日曜、祝日及び午後６時から午前８時までは使用しないこと。